

## 基準 11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

### 《11-1 の視点》

#### (1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切に運営されているか。

本学の社会的機関としての組織倫理に関する規程として、「関東学園就業規則」があり、その第 5 条に、教職員が固く守らなければならない事項として 11 項目が規定されている（関東学園就業規則第 5 条を参照）。教職員は、この規程を遵守し日々の勤務に取り組んでいる。

人権の保護については、「キャンパス・ハラスメント防止に関するガイドライン」にハラスメントに対する学園の基本方針、問題発生時の対応等について明確に規定している。ハラスメントについては、セクシャル・ハラスメントのみでなく、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他諸々のハラスメントに対応できるようにしており、キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談への対応のため教員 2 名、職員 1 名を相談員に任命して対応している。また、ハラスメント防止活動の一環として、教職員に対してキャンパス・ハラスメントに関する小冊子「キャンパス・ハラスメント防止のために」を配付する等、啓発活動を行なっている。

個人情報保護については、平成 17(2005)年 4 月からの「個人情報保護法」の全面施行に向けて、学園では平成 16(2004)年 9 月に、「個人情報保護体制検討プロジェクト」を発足させ、取り扱っている個人情報の特定、個人情報の管理体制の実態把握、個人情報保護方針案の策定・文書化、教職員への基礎教育、個人情報保護マニュアルの作成等学園内における準備・検討を十分に行ない、また、関係各課においては個人情報保護に関する各種研修に積極的に参加し、個人情報保護の重要性の認識に努めてきた。そして、平成 17(2005)年 4 月に、「関東学園個人情報の保護に関する規程」が施行され、現在に至っている。

情報セキュリティ対策としては、学生には毎年 4 月に「ネットワーク利用マニュアル」について電子メールで周知を徹底するとともに、コンピュータセンター内にあるパソコンで閲覧が可能となっている。また、教職員に対してもそれぞれのパソコンで閲覧可能となっている。これにより、教職員と学生に安全で安定した教育環境を提供でき、情報教育の発展に寄与している。

#### (2) 11-1 の自己評価

キャンパス・ハラスメントについて、現在までに問題となる事案は生起していないが、教職員がキャンパス・ハラスメントに関する認識を新たにするとともに、特に学生に対してハラスメントに遭遇した場合の大学の対応について認識させ、事案の未然防止に努める必要がある。

個人情報保護については、教職員の個人情報保護に対する意識が浸透してきており、

現状にあっては特に問題等なく適切に処理されている。ただし、同保護法が施行されて4年が経過しており、教職員が個人情報保護に関する認識を新たにしておく必要がある。

情報セキュリティに関しては、学園のシステムセンター担当が大学内に常駐し、情報セキュリティに関する相談、指導を行なっている。

### **(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）**

人権の保護については、必要な関連規定や組織が整備されている。人権侵害の発生を未然に防止するために、教職員の人権の保護に対する意識を高めることを目的として作成された小冊子「キャンパス・ハラスメント防止のために」を配付する等の啓発活動を今後も継続していく。また、学生に対しては、ハラスメントの相談体制等に関する情報を掲示等を通じて、より広く分かりやすく提供していく。

個人情報の保護については、教職員の個人情報保護に対する重要性を常に喚起させる取組みを続けていく。そのためには、「ネットワーク利用マニュアル」を継続的に利用し、必要に応じて見直していく。

## **11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

### **《11-2の視点》**

#### **(1) 事実の説明（現状）**

### **11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

本学で発生する恐れのある様々な危機を未然に防止し、また危機が発生した場合には、その被害を最小限にとどめることを目的として、「危機管理基本マニュアル」が作成されている。このマニュアルに基づき、危機管理のための組織体制を整備し、平時における危機管理及び緊急時の対応について定め、危機管理にあたっている。

また、消防法の規定により、火災・震災等に対する予防管理組織、自衛消防編成組織、通報連絡方法、消防用設備の設置と点検計画等を消防署に届け出ている。

災害発生等の緊急時に備えて、避難経路及び避退場所を明示したものを学内各所に掲示し、学生、教職員に注意を喚起している。また、キャンパス全体の保安環境整備と学生の安全を確保するために、業務委託（セコム等）による学内防犯警備体制を取るとともに、太田警察署との連携を密にして不祥事、事件等が発生した場合は速やかに対応している。

保健衛生面では、部外の看護師1名を保健室に常駐させ、学生の健康上の不具合等に対応している。また体育館及び学生控え室にAED(自動対外式除細動器)を設置し、緊急時に備え、主として部活動関係者に対して使用方法の講習会も実施している。

授業や課外活動に伴う災害傷害の保障としては、学生教育研究災害傷害保険と同付帯賠償責任保険に、全学生が一括加入している。

学生指導面については、特に女子学生を対象として、太田警察署の協力を得て防犯講話や護身術の講習を適時実施している。

## (2) 11-2 の自己評価

本学では、災害及び事故等の発生に備え緊急時の危機管理体制を整備している。また、消防署や警察署との連携、外部保安業者（セコム等）との業務委託によって、キャンパスの安全な環境維持や学生の防犯意識の向上に努めている。何時発生するか分からない災害、事故、危機に即応するには、現在の危機管理体制を維持し、学生及び教職員の危機管理に対する意識の向上を図っていくことが必要である。

## (3) 11-2 の改善・向上対策（将来計画）

緊急時に危機管理体制が有効に機能するよう、適時、学内の危機管理体制のチェックを行なっていく。また、必要に応じて、警察署や消防署等の協力のもとに危機管理に関する訓練等を行なう。

## 11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

### 《11-3 の視点》

#### (1) 事実の説明（現状）

#### 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学における教育研究成果の学内外への広報活動については、以下のように適切に実施している。

本学の教育研究の成果は、研究紀要として「経済学紀要」、「法学紀要」、「Liberal Arts」を毎年 1 回発行し、各紀要を学内、他大学、部外諸機関に送付している。また、双書については、「関東学園大学双書刊行規程」に基づき、諸手続きを経て刊行し、学園図書館の他、他大学、国公立図書館等に配布している。

本学では、ホームページを有効な広報媒体と位置づけており、ホームページで扱う教育研究内容の部門ごとに担当者を定め、それぞれの部門から最新の情報を発信している。ホームページでは、本学の教育研究活動や様々なキャンパス情報を学内外に紹介している。

広報活動のための刊行物として、「学校案内」、「飛翔(学友会活動成果報告書)」、「KU(関東学園大学学内活動紹介誌)」、「関東学園大学ニュースレター」を刊行し、学内外に配布している。また、本学教職員や学生の活躍等については、プレスリリースを発行し、学内外への情報発信を行なっている。

大学の地域貢献の一環として、太田市教育委員会及び太田商工会議所との共催で毎年一般市民を対象とした公開講座を実施している。公開講座は、平成 21(2009)年度で 25 回目を数え、その回を「わが国の経済と社会を考える」という統一テーマの下で実施した。また、本学教員による高等学校への出張講義を実施しており、高校生が大学での教育研究を体験できる機会を積極的に提供している。

## (2) 11-3 の自己評価

本学では、様々な媒体により、本学の教育研究活動を学内外に情報発信するための

適切な広報活動が行なわれている。教員が高等学校へ出向く出張講義では、大学での教育研究の状況を高校生にリアルタイムに伝えている。また、本学教員の教育研究の成果は、紀要及び双書の刊行や、公開講座の開催によって社会への還元が図られている。

### **(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も、これまでに実施してきた本学の教育研究成果を学内外に情報発信するための広報活動を継続していく。さらに、高校生や地域社会のニーズの変化を正確に捉えることに努めて、より効果的な広報活動を実施していく。

#### **[基準 11 の自己評価]**

本学では、社会的機関として必要な組織倫理に関する規定として「就業規則」や「関東学園個人情報保護に関する規程」を定めており、これらの規程を適切に運用している。

本学では、災害及び事故等の発生に備え緊急時の危機管理体制を整備しており、また、消防署や警察署との連携や、外部保安業者（セコム等）との業務委託によって、キャンパスの安全な環境維持や学生の防犯意識の向上に努めている。社会的に不測の事態の増大が懸念されている現状においては、今後何時発生するか分からない災害、事故、危機等に即応できるよう、危機管理体制の定期的なチェック・訓練及び教職員の危機管理に対する意識の向上を図っていく必要がある。

本学の教育研究成果の広報活動については、様々な媒体を活用した適切な情報発信が行なわれている。

#### **[基準 11 の改善・向上策(将来計画)]**

社会的機関として必要な組織倫理については、現在ある諸規程を適切に運用していく。また、人権保護や個人情報保護の重要性については、各個人の認識が低下してしまうことがないように、学生及び教職員に対しての啓発活動を今後も続けていく。

危機管理の体制については、本学が定めた危機管理体制に則って緊急時に有効に機能するよう、適時、学内の危機管理体制のチェックを行なっていく。また、必要に応じて、警察署や消防署等の協力のもとに危機管理に関する訓練等を行なう。

教育研究成果の広報活動については、本学に対する社会的評価と信頼を高めるために、高校生や地域社会のニーズの変化を踏まえた、より効果的な広報活動を実施していく。